

# 福岡県公報

平成22年1月29日  
第3067号

## 目次

告示(第150号-第189号)

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	4

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課) .....	7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....	8
非農用地区区域内に換地する土地の指定 (農村整備課) .....	8
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要 (環境保全課) .....	8
肥料取締法に基づく肥料の登録 (農林水産物安全課) .....	10
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新 (農林水産物安全課) .....	11
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効 (農林水産物安全課) .....	11
国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) .....	12
国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) .....	12
国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) .....	12

国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	.....13
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....13
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....13
飼料の試験結果の概要	(畜産課)	.....13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....14
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....14
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....14
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....16
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....16
公 告		
落札者等の公示	(薬務課)	.....16
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....17
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....18
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....21
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....21
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....22
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....22

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....23
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....23

告 示

福岡県告示第150号  
 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年11月16日農林水産省告示第1529号(1及び3に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第151号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月13日農林水産省告示第66号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第152号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月6日農林水産省告示第2373号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第153号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月3日農林水産省告示第2325号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月14日農林水産省告示第87号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第155号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第184号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第188号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第197号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第198号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月28日農林水産省告示第199号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び立花町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月28日農林水産省告示第200号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。  
平成6年2月4日農林水産省告示第236号（1から4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年2月4日農林水産省告示第238号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月21日農林水産省告示第1978号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月6日農林水産省告示第577号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月3日農林水産省告示第2324号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第166号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月25日農林水産省告示第2035号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第167号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月24日農林水産省告示第2016号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第168号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月22日農林水産省告示第2002号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第169号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月20日農林水産省告示第1953号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第170号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人伊都はまぼう会

(2) 代表者の氏名

岸 愛子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市前原中央3丁目3番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対する理解を深める活動や障害者に対して地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い障害者が安心して暮らせる街づくりの実現や障害者福祉の増進に努めることを目的とする。

福岡県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業竹野地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
久留米市	田主丸町中尾	行司町	10番8	田	628の内100
久留米市	田主丸町中尾	五ノ重	169番1	田	1,019の内500
久留米市	田主丸町中尾	徳満前	508番1	田	2,097の内576

福岡県告示第172号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成22年1月29日から同年2月18日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 福岡県京都郡苅田町長浜町45番地

名 称 九州ホイール工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 金子 正好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 九州ホイール工業株式会社

所 在 地 福岡県京都郡苅田町長浜町45番地

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	
能 力	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63ホに掲げる施設（金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設） 130個 / 時間 3基

工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	平成22年3月16日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.9～9.0	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100	200
	浮遊物質 (mg/ℓ)	5.0	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)	0	0
	りん含有量 (mg/ℓ)	0	0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	5	10
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	15	

種類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	130個/時間	1基	
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	平成22年3月16日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.0～11	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	360	480
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	360	480

排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	浮遊物質 (mg/ℓ)	240	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	16	25
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	23
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	30	100
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	17.3	23.9

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種	類	No 1 排水処理施設			
型	式	自動連続式			
構	造	鋼板及び鉄筋コンクリート			
主	要	4.5m × 12.95m			
能	力	75m <sup>3</sup> /日			
処	理	凝集処理 + 散水濾床 + 接触酸化 + 活性炭吸着			
工	事	既設			
工	事	既設			
使	用	既設			
使	用	24時間			
使	用	なし			
汚水等の処 理施設に使 用時におけ る当該汚水 等の処理施 設による処 理前及び処 理後の汚水 等の汚染状 態の通常の	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.0～9.0		5.8～8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	90	200	10	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200	20	25
窒素含有量 (mg/ℓ)	16	25	16	20	
りん含有量 (mg/ℓ)	15	23	1.3	2.0	

値及び最大の値	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	30	100	1	2
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	50.1	75	50.1	75

種	類	No 2 排水処理施設			
型	式	自動連続式			
構	造	鋼板及び鉄筋コンクリート			
主	要	寸法 11m × 30m			
能	力	100m <sup>3</sup> /日			
処	理	方式 凝集処理 + 接触酸化 + 活性炭吸着			
工	事	着 手 予 定 年 月 日 既設			
工	事	完 成 予 定 年 月 日 既設			
使	用	開 始 予 定 年 月 日 既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.0~9.0		5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	90	200	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	90	200	10	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	100	200	20	25
	窒素含有量 (mg/ℓ)	16	25	16	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	23	1.3	2.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	30	100	1	2
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	74	100	74	100

5 排水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水の排水口における汚染状態及び量	排 水 口	No 1 排水口	
	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	20	25
	窒素含有量 (mg/ℓ)	16	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1.3	2.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	1	2
	排 出 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	50.1	75

事業場から排出される排水の排水口における汚染状態及び量	排 水 口	No 2 排水口	
	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	20	25
	窒素含有量 (mg/ℓ)	16	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	1.3	2.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	1	2
	排 出 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	74	100

福岡県告示第173号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条1項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2227号	炭酸カルシウム肥料	マンドラ水稲用	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 5.0	公定規格 のとおり	平成27年 7月13日	HSE株式会社 福岡県春日市須玖南 五丁目12番地
第2228号	なたね油 かす及び その粉末	4.5 な た ね油かす	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成27年 9月6日	株式会社グローウェル 福岡県糸島郡志摩町 稲留5番
第2229号	消石灰	顆粒消石灰	アルカリ分 70.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月8日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第2230号	副産石灰 肥料	糸島カキ 殻有機石 灰	アルカリ分 48.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月8日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第2231号	混合石灰 肥料	顆粒苦土 石灰	アルカリ分 60.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成24年 12月17日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第2232号	消石灰	造粒苦土 消石灰	アルカリ分 70.0 可溶性苦土 20.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月17日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地

## 福岡県告示第174号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2180号	混合有機 質肥料	純骨粉 515号	窒素全量 5.0 りん酸全量 15.0	公定規格 のとおり	平成24年 8月25日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町 大字山崎2606番地の 1
第2181号	混合有機 質肥料	純骨粉 418号	窒素全量 4.0 りん酸全量 18.0	公定規格 のとおり	平成24年 8月25日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町 大字山崎2606番地の 1
第1864号	消石灰	72.0消石 灰	アルカリ分 72.0	公定規格 のとおり	平成27年 11月24日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第1865号	生石灰	95.0生石 灰	アルカリ分 95.0	公定規格 のとおり	平成27年 11月24日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第2183号	副産石灰 肥料	ペレカP	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月9日	古賀 潤 福岡県みやま市高田 町濃施101番地3
第2184号	副産石灰 肥料	ペレカ	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月9日	古賀 潤 福岡県みやま市高田 町濃施101番地3
第2069号	なたね油 かす及び その粉末	5.0 な た ね油粕粉 末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成27年 12月15日	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字 門司2732番地の4

## 福岡県告示第175号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2206号	混合有機質肥料	産肥有混710	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第2122号	大豆油かす及びその粉末	7.0日華大豆油かす	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.3 加里全量 1.8	公定規格のとおり	日華油脂株式会社 東京都中央区明石町8番1号
第2065号	肉かす粉末	8.0肉かす粉末	窒素全量 8.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第2066号	肉かす粉末	10.0肉かす粉末	窒素全量 10.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第2099号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	窒素全量 7.0	公定規格のとおり	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町大字山崎2606番地の1
第1866号	混合有機質肥料	6.0混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第1867号	混合有機質肥料	5.0混合有機質肥料2号	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4
第2182号	混合有機質肥料	混合有機質肥料6号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町大字山崎2606番地の1

福岡県告示第176号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
飯塚市	平成16年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	勢田の一部	平成21年12月22日

福岡県告示第177号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	柳川市柳町、坂元町、本町、一新町、袋町、奥州町	平成21年12月22日
柳川市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	三橋町垂見の一部	平成21年12月22日

福岡県告示第178号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

行橋市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	南大橋六丁目	平成21年12月22日
春日市	平成19年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	春日、春日公園の一部	平成21年12月22日
みやま市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町濱田、大江の一部	平成21年12月22日
北九州市	平成19年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区大字曾根、下曾根一丁目、下曾根二丁目、葛原東三丁目、葛原四丁目の各一部	平成21年12月22日

福岡県告示第179号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成20年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町小田の一部	平成21年12月22日
北九州市	平成19年度から平成21年度まで	地籍図及び地籍簿	若松区白山二丁目、大井戸町、西園町、西畑町、東畑町、大谷町、山ノ堂町、白山二丁目、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅三丁目の各一部、白山三丁目、新大谷町、畑谷町	平成21年12月22日

福岡県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
隈上土地改良区	平成22年1月19日

福岡県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年1月20日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
京都府みやこ町勝山松田（松田地区）	換地計画書の写し	平成22年1月29日から平成22年3月1日まで	みやこ町役場

福岡県告示第182号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成21年12月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要 ( )内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他の検査 %	
中島精麦工業株式会社 久留米市津福今町586	同 左	加熱圧べんとうもちしA95 (とうもちし、アルファルファ二種混合飼料)	平成21年12月	8.3	表 3.2	示 0.04	な 0.22	し 2.2	1.3			水分 14.3	
		加熱圧べんとうもちし	平成21年12月	8.1	表 3.6	示 0.01	な 0.23	し 1.6	1.2			水分 14.1	

福岡県告示第183号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大池1丁目6番7から6番9まで及び6番43
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市一ツ木1148 - 1  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信

福岡県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	原 田 上 山 田 線	前	嘉麻市上758番1先から 嘉麻市上823番3先まで	7.4 ～ 41.0	500.8
			後	同上	7.4 ～ 41.0	500.8

福岡県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年1月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	穂波線 嘉穂	嘉穂郡桂川町大字九郎丸353番1先から 嘉穂郡桂川町大字九郎丸396番1先まで
飯塚	鯉田線 停車場 有井	飯塚市鯉田1769番2先から 飯塚市鯉田1354番21先まで

福岡県告示第186号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人福岡歴史の町

(変更後)

特定非営利活動法人糸島福祉会

(2) 代表者の氏名

岸原 さなえ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区大字徳永545番の1

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、次代を担う青少年に対して、郷土福岡の伝統文化の伝承と国際文化交流に関する事業を行い、更に高齢者に対する福祉活動を充実し、高齢者が保有す

る伝統文化を青少年に伝承する事業を行うことにより、正しい日本の文化を身につけた国際人としての青少年の育成に寄与すること及び広く一般市民との健全な交流を育てることを目的とする。

(変更後)

この法人は、次代を担う青少年に対して、郷土福岡の伝統文化の伝承と国際文化交流に関する事業を行い、更に高齢者に対する福祉活動を充実し、高齢者が保有する伝統文化を青少年に伝承する事業を行うことにより、正しい日本の文化を身につけた国際人としての青少年の育成に寄与すること及び広く一般市民との健全な交流を育てることを目的とする。また、障害者に対して、障害者福祉作業所を運営し、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを実施し、あるいは地域生活支援事業を受託することにより、地域社会における障害者自立の向上と、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第187号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年1月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ハートフル

(2) 代表者の氏名

福田 祥司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市三潁町西牟田1646番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、在宅で介護が必要な高齢者・障害者に支援、サービスを提供し、地域に根ざした居宅サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とします。

又、結婚と家庭づくりの支援を行なうことで少子化傾向の事態改善につなげ、男女の積極的社会参加促進にも寄与いたします。

福岡県告示第188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人共生会
- (2) 代表者の氏名  
田中 省三
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県八女市大字馬場745番地の3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市及びその周辺地域の高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成22年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人よりよい地域医療を応援する会
- (2) 代表者の氏名  
信友 浩一
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の医療機関、医療従事者および生活者に対して、医療に対する啓発活動や円滑に医療を享受できるネットワークの構築および各種の情報提供を通じ、地域医療の向上に寄与することを目的とする。

## 公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬リレンザ 35,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県保健医療介護部薬務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成21年12月18日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

グラクソ・スミスクライン株式会社

## (2) 住所

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

96,285,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号に該当

**選挙管理委員会**

福岡県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年12月1日～12月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かのう義郎後援会	一ノ宮嘉弘	戸星多美子	前原市前原西1-7-39 廣瀬ビル101号	平成21年12月9日
九州筑紫21世紀研究会	宮原信孝	宮原恭昭	久留米市津福本町1496-7	平成21年12月14日
須藤信一郎後援会	須藤信一郎	須藤信一郎	鞍手郡鞍手町八尋1133-1	平成21年12月7日
誠生会	田代和誠	田代和誠	小郡市小郡2389-31	平成21年12月18日
田代和誠後援会	田代和誠	田代和誠	小郡市小郡2389-31	平成21年12月11日
田中純後援会	木下繁男	楠学	行橋市行事4-19-13	平成21年12月1日
谷口重隆後援会	谷口重康	清水博文	宮若市乙野1115	平成21年12月7日

てらさきつよし後援会	寺崎 強	持田 正 広	糸島郡志摩町大字野北2186 - 1	平成21年12月11日
飛賀 貴 夫 後 援 会	飛賀 貴 夫	児 島 圭	糟屋郡宇美町ひばりが丘2 - 29 - 6	平成21年12月18日
中 島 富 定 後 援 会	中 島 富 定	中 島 富 定	八女市納楚369 - 8	平成21年12月25日
浜 崎 と し や 後 援 会	浜 崎 稔 哉	浜 崎 美 代 子	宮若市龍徳133 - 94	平成21年12月16日
原 田 幸 美 後 援 会	高 木 常 治	糸 川 辰 也	田川郡福智町弁城2315 - 2	平成21年12月14日
福岡県商工政治連盟うきは支部	半 田 元 博	鐘 水 英 一	うきは市浮羽町朝田582	平成21年12月17日
福 岡 ・ 保 守 の 会	濱 崎 真 都 枝	澤 恒 雄	福岡市南区皿山1 - 13 - 9	平成21年12月15日
藤 島 厚 後 援 会	合 田 宏	高 橋 等	宮若市福丸135 - 2	平成21年12月22日
松 尾 幸 主 後 援 会	松 尾 幸 主	松 尾 力	宮若市稲光1140	平成21年12月10日
宮 嶋 つ や 子 後 援 会	鶴 沼 久 美 子	黒 田 昭 和	飯塚市相田279 - 1	平成21年12月14日
和 田 善 久 後 援 会	松 井 晋 一 郎	和 田 紀 博	宮若市龍徳1314	平成21年12月22日

(18団体)

福岡県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す  
 受 付 期 間 平成21年12月1日～12月31日

る。

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

公明党北九州総支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借1-7-17 カナヤビル301号	北九州市小倉南区葛原東1丁目3-40	平成21年12月9日	平成21年12月25日
	代表者	二宮 眞 盛	吉河 節 郎		
	会計責任者	木村 優 一	西 豊 磨		
自由民主党大牟田支部	会計責任者	尾崎 優 次	堺 寅 三 郎	平成21年12月2日	平成21年12月8日
自由民主党小倉北支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借2-6-6 第一中央ビル303	北九州市小倉北区京町2-7-7	平成21年12月17日	平成21年12月22日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第二支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東1-14-16	北九州市八幡西区町上津役東2丁目1番18号	平成21年3月1日	平成21年12月10日
自由民主党福岡県第十選挙区支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区馬借2-6-6 第一中央ビル303	北九州市小倉北区京町2-7-7	平成21年12月17日	平成21年12月22日
自由民主党門司支部	代表者	久保 九州 雄	岡野 清 隆	平成21年12月15日	平成21年12月24日
民主党福岡県第11区総支部	代表者	古賀 一 成	松本 龍	平成21年12月7日	平成21年12月8日
民主党福岡県第7区総支部	会計責任者	椛島 徳 博	安徳 幸 長	平成21年12月15日	平成21年12月15日

(8団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
大島道人後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町神崎1920-1	田川郡福智町神崎1920-3	平成21年12月1日	平成21年12月4日
	代表者	田中 貴美男	原田 健一		
自分たちで地域をよくする会	主たる事務所の所在地	福津市花見が丘3-16-9	福津市若木台6丁目13-4	平成21年12月8日	平成21年12月16日
	代表者	野中正人	北川 勲		

成 山 会	会 計 責 任 者	久 保 貴 裕	桜 島 徳 博	平成21年12月20日	平成21年12月25日
税 理 士 に よ る 古 賀 誠 後 援 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	大牟田市吉野1162 - 9 村上正敏税理士事務所内	大牟田市藤田町752 平橋幸生税理士事務所内	平成21年12月8日	平成21年12月10日
	代 表 者	村 上 正 敏	平 橋 幸 生		
田 川 山 幸 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	行橋市行事5 - 10 - 17	田川市伊田4937	平成21年12月1日	平成21年12月7日
野 田 く に よ し 後 援 会	会 計 責 任 者	山 田 朋 広	山 下 繁 敏	平成21年12月15日	平成21年12月15日
福 岡 北 九 州 政 治 経 済 研 究 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	北九州市八幡西区町上津役東1 - 14 - 16	北九州市八幡西区町上津役東2丁目1番18号	平成21年3月1日	平成21年12月10日
福 岡 県 商 工 政 治 連 盟 う き は 市 支 部	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	うきは市浮羽町朝田582 - 1	うきは市浮羽町朝田582	平成21年4月1日	平成21年12月17日
福 岡 志 成 会	会 計 責 任 者	久 保 貴 裕	桜 島 徳 博	平成21年12月20日	平成21年12月25日
福 岡 政 経 構 想 研 究 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	北九州市八幡西区町上津役東1 - 14 - 16	北九州市八幡西区町上津役東2丁目1番18号	平成21年3月1日	平成21年12月10日
豊 山 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	行橋市行事5 - 10 - 17	田川市大字伊田4937	平成21年12月1日	平成21年12月7日
松 尾 統 章 後 援 会 連 合 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	北九州市八幡西区町上津役東1 - 14 - 16	北九州市八幡西区町上津役東2丁目1番18号	平成21年3月1日	平成21年12月10日
や つ な み 康 一 後 援 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	行橋市西宮市1 - 227 - 1	行橋市中央1 - 10 - 40 広瀬方	平成21年12月19日	平成21年12月22日
	代 表 者	尾 形 知 文	斉 藤 周 三		
	会 計 責 任 者	森 本 澄 人	広 瀬 萬 亀 夫		
行 橋 商 工 政 治 連 盟	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	行橋市南大橋4丁目4 - 10	行橋市大橋3丁目5 - 13	平成21年12月1日	平成21年12月8日
	会 計 責 任 者	築 瀬 博 司	村 田 英 昭		

(14団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年12月1日～12月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新し い 風 の 会	平成21年12月19日	平成21年12月28日
井上 月 子 後 援 会	平成21年12月19日	平成21年12月28日
小川 み つ よ し 後 援 会	平成21年12月20日	平成21年12月21日
梶野 て る お 後 援 会	平成21年12月14日	平成21年12月22日
佐藤 カ ヨ 子 後 援 会	平成21年11月30日	平成21年12月3日
谷口 重 隆 後 援 会	平成18年3月31日	平成21年12月7日
中島 富 定 後 援 会	平成21年12月25日	平成21年12月25日

受付期間 平成21年12月1日～12月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
田代和誠	小都市議会議員	誠生会	小都市小郡2389-31	田代和誠	平成21年12月18日	平成21年12月18日
飛賀貴夫	宇美町議会議員	飛賀貴夫後援会	糟屋郡宇美町ひばりが丘2-29-6	飛賀貴夫	平成21年12月18日	平成21年12月18日

(2団体)

福岡県商工政治連盟浮羽町支部	平成20年3月31日	平成21年12月17日
福岡県商工政治連盟吉井町支部	平成20年3月31日	平成21年12月17日
福岡県病院医療問題懇談会	平成21年11月30日	平成21年12月10日
まほろば研究会	平成21年12月15日	平成21年12月15日
八代由美といきいき会議	平成21年12月1日	平成21年12月25日

(12団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

福岡県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年12月1日～12月31日

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
松尾統章	福岡県議会議員	福岡政経構想研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区町上津役東 1 - 14 - 16	北九州市八幡西区町上津役東 2丁目1番18号	平成21年3月1日	平成21年12月10日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年12月1日～12月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
井上月子	福岡県議会議員	井上月子後援会	井上月子	平成21年12月19日	平成21年12月28日
佐藤カヨ子	北九州市議会議員	佐藤カヨ子後援会	佐藤カヨ子	平成21年11月30日	平成21年12月3日
八代由美	那珂川町議会議員	八代由美といきいき会議	八代由美	平成21年12月1日	平成21年12月25日

(3団体)

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第18号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年1月29日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成22年2月23日（火）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第19号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年1月29日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年2月22日（月） 13：30～16：30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 道場	八幡西警察署
平成22年2月22日（月） 13：30～16：30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成22年2月23日（火） 13：30～16：30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成22年2月24日（水） 13：30～16：30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

#### 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

と。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。